

建設部

議案第 110 号 令和 6 年度大津市一般会計の決算の認定のうち、
建設部の所管する部分について

それでは、令和 6 年度一般会計のうち、建設部の所管に属する決算の状況につきまして、「主要な施策の成果説明書」に基づき、説明させていただきます。

はじめに「歳入の部」から、ご説明いたします。

22 ページをお願いいたします。

ページ上から 2 段目にございます、款 13 交通安全対策特別交付金は、昭和 43 年の道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、交通事故発生件数や改良済道路延長などをもとに配分され、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充当するものです。

なお、令和 6 年度の交付額は、3,102 万円となりました。

次に 26 ページをお願いいたします。

款 15 使用料及び手数料、項 1 使用料のうち、26 ページの上から 5 行目にございます、目 6 土木使用料の節 1 土木管理使用料は、道

路事業並びに都市計画道路事業等に係る用地について、期間を定めて行う貸し付けに伴う使用料収入であり、決算額の 77 万円はすべて建設部に属するものであります。

節 2 道路河川使用料のうち、①道路占用使用料及び④法定外道路等占用使用料は、市道敷並びに里道敷における電力供給施設、電話等の通信機器施設、ガス管などに係る占用料であり、②河川占用使用料及び③準用河川占用使用料は、それぞれ本市が管理する普通河川、準用河川に係る占用料であります。

節 3 港湾使用料は、本市が管理する港湾施設への船舶の係留等に伴う施設使用料であります。

節 4 都市計画使用料のうち、建設部の所管に属するものは、②駐車場使用料及び④自転車駐車場使用料であり、②駐車場使用料は、内容説明欄に記載がありますとおり、明日都浜大津ほか 4 箇所の公共駐車場及び月極駐車場 7 箇所の使用料として、④自転車駐車場使用料は、JR 小野駅前をはじめとする市内 17 箇所の自転車駐車場の使用料であります。

次に 30 ページをお願いいたします。

項 2 手数料、30 ページ上段にあります目 6 土木手数料のうち、建設部の所管に属する部分は、同じページの最下段から 6 行目の、節

2 道路河川手数料であり、道路台帳及び境界情報などの図面の交付や、官民境界確定協議書に係る協議済証明等の交付手数料であります。

次に 33 ページをお願いいたします。

款 16 国庫支出金、項 2 国庫補助金のうち、建設部の所管に属するものは、33 ページ上段の目 1 総務費国庫補助金、節 1 総務管理費国庫補助金、37 ページの中段より記載があります目 5 土木費国庫補助金、節 2 道路河川費国庫補助金及び節 3 都市計画費国庫補助金であります。

まず、総務費国庫補助金、デジタル田園都市国家構想交付金について、建設部の所管に属するものは、滋賀ならではの価値ある資源と観光を掛け合わせてつくる「シガリズム」推進プロジェクト 1,620 万円のうち 67 万円であり、湖西線利便性向上プロジェクト推進協議会負担金に充当したものであります。

次に、土木費国庫補助金のうち、節 2 道路河川費国庫補助金 6 億 1,501 万円は、繰越分も含め、すべて建設部の所管に属するものであり、内容説明欄の表のうち、社会資本整備総合交付金は、新名神高速道路の整備にあわせ、本市が幹線道路として整備を進めている、大石小田原町の市道幹 2028 号線整備費に、防災・安全交付金

は、伊香立下龍華町ほかの道路附属物点検業務等をはじめ、市道の維持、補修について計画的に実施している道路舗装工事に加え、真野三丁目の市道幹 1009 号線の整備費や、通学路や交差点等における安全対策工事などに、道路更新防災等対策事業費補助金は、市内に約 1,000 橋ある市道橋について計画的に実施している点検業務費や補修費などに、それぞれ充当したものであります。

次に、節 3 都市計画費国庫補助金 4 億 1,518 万円のうち、建設部の所管に属するものは、繰越分も含め 1 億 3,077 万円であり、いずれも防災・安全交付金です。都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線（北国町工区）、都市計画道路 3・4・46 号比叡辻日吉線及び都市計画道路 3・5・101 号本堅田衣川線における各種工事費、用地取得費、建物等の補償調査費等にそれぞれ充当したものであります。

次に、しばらく飛びまして、46 ページをお願いいたします。

46 ページの下段から記載があります、款 17 県支出金、項 2 県補助金、目 7 土木費県補助金、節 1 道路河川費県補助金は、繰越分も含めて全て建設部の所管に属するものであり、滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金は、市内で運行するデマンド型乗合タクシーの運行経費に、地籍調査事業費補助金は、萱野浦地区における地籍調査事業の推進費に、急傾斜地崩壊対策費補助金は、大石小田原地

区における事業推進にそれぞれ充当したものであります。

次に 50 ページをお願いいたします。

款 18 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入、節 1 土地貸付収入のうち建設部の所管に属するものは、⑦建設部土地貸付収入であり、浜大津二丁目の市道の残地に係る貸し付け収入であります。

次に 51 ページをお願いいたします。

ページ下段にございます、項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入、節 1 不動産売払収入のうち、建設部の所管に属するものは、③建設部不動産売払収入 2,912 万円であり、里道及び水路など法定外公共物の払い下げ等に伴う収入であります。

次に 52 ページをお願いいたします。

款 19 寄附金、項 1 寄附金、目 5 土木費寄附金、節 1 公共交通活性化寄附金 15 万円は、バス停にベンチを設置するための寄附金を受納したことに伴う収入です。

次に、56 ページをお願いいたします。

款 22 諸収入、項 4 雑入、目 4 雑入のうち、56 ページ上段にございます、節 7 土木費雑入 2,786 万円のうち、建設部の所管に属するものは、②から⑥までであり、②自転車等移動保管料 22 万円は、

自転車等放置禁止区域において、放置されていた自転車等を撤去した後、所有者への返却の際に徴収する移動保管料として、③浜大津ターミナル管理負担金 105 万円及び④石山駅バスターミナル管理負担金 10 万円は、清掃費などの管理費に対する滋賀県バス協会及びタクシー協会からの負担金として、⑤積算システム共用負担金 636 万円は、公共事業に係る土木積算システムの保守委託料等に対する公営企業管理者からの負担金として、⑥公共交通維持費負担金 152 万円は、藤尾奥町の路線バス方向転換場の借地料に対する京都市からの負担金として、それぞれ収入したものであります。

次に、58 ページをお願いいたします。

節 10 その他雑入のうち、⑨建設部その他雑入は、公共駐車場における指定管理者の自主事業収入（自動販売機の設置）のほか、道路改良工事に合わせた舗装本復旧費用に対する公営企業管理者からの負担金等であります。

以上が歳入であります。

続きまして、「歳出の部」について、ご説明いたします。

なお、人件費に係る説明は省略いたしますので、予めご承知おきください。

64 ページをお願いいたします。

ページ中段の款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、6. 公共施設マネジメント推進費のうち建設部の所管に属するものは、(2) から (4) でございます。(2) 公共施設定期点検事業費は、建築基準法の規定に基づく公共施設や施設内の建築設備の定期点検に係る経費を、(3) 公共施設適正管理推進事業費は、公共施設の適正な維持管理に必要となる建築物定期点検管理システムに係るリース料等の管理経費を、(4) 公共施設包括管理事業費は、市民センター、幼稚園・保育園、小中学校の計 134 施設における、公共施設包括管理業務委託等に要する経費をそれぞれ支出したものです。

次に、しばらく飛びまして、109 ページをお願いいたします。

款 8 土木費、項 1 土木管理費のうち、目 1 土木総務費 2,907 万円は、すべて建設部の所管に属するものであり、1. 建設管理調整事務費は、部内の事業所管課に属さない事務の推進経費を、2. 公共事業支援統合情報システム事業費は、本市の公共事業に必要となる土木積算システムの保守等に要する経費を中心とした管理経費であります。

その下の、目 2 建築管理費 2 億 1,957 万円のうち、2. 建築事務費 537 万円は、図面管理システム及び建築営繕積算システムに係るリース料等の管理経費であります。

110 ページに移りまして、目 4 広域事業調整費 2,118 万円のうち、2. 整備促進要望活動費 407 万円は、新名神高速道路、大津放水路、大戸川ダムの整備を見据え、期成同盟会等の組織活動助成費を中心とした活動費であり、3. 大戸川ダム整備推進費 75 万円は、大鳥居収蔵庫における光熱費、施設補修に要する経費などでありま
す。

項 2 道路河川費、目 1 道路河川総務費 6 億 7,451 万円は、すべて建設部の所管に属するものであります。

2. 土地地籍調査事業費 1,128 万円は、萱野浦地区における地籍調査等の推進経費であり、3. 法定外公共物管理事業費 354 万円は、払下げに伴う不動産鑑定手数料などであります。4. 土砂災害情報相互通報システム管理運営事業費 53 万円は、雨量情報等災害情報システム機器の電力料金及び通信料金などであり、5. 各種協会負担金、補助金等 118 万円は、滋賀県道路・都市計画協会及び滋賀県河港・砂防協会に対する負担金のほか、大津市田上山砂防協会に対する事業運営補助金などであり、次ページに移りまして、6. 事業事務費 524 万円は、道路事業の推進に必要な事務費であります。

目 2 道路橋りょう管理費 5 億 5,741 万円は、すべて建設部の所管に属するものであります。

2. 市道路線管理事業費 2 億 7,269 万円のうち、市道の日常的なパトロールと路面の補修を行う (1) の道路パトロール経費が 2,525 万円となりましたほか、市内に 16 箇所ある J R 線の駅前広場等の維持管理費として (3) に記載のとおり 7,783 万円、浜大津ターミナルとその周辺の管理経費として (5) に記載した 2,215 万円など、駅及び駅と連絡する施設の管理費用として必要な経費を支出したものです。また、市内 15 箇所にわたり、噴水・地下道に備え付けているポンプ等の管理費としては、(2) に記載した 1,382 万円、立体交差道での冠水発生に備えた冠水表示システムの管理経費としては、(7) 及び (8) を合わせた 298 万円となりました。

さらに、除雪や凍結防止剤の散布業務費を中心とした (4) の雪寒対策費は、8,526 万円となりました。

このほか、(6) 市道、里道、昇降機に係る損害賠償金等 282 万円は、各施設の賠償責任保険加入費を中心に、(9) その他物件費 3,523 万円は、保有車両の維持管理費のほか、市道管理に必要な消耗品費等の経費として、それぞれ予算執行したものであります。

3. 市道路線用地管理事業費 3,153 万円のうち、(1) 瀬田駅前他用地借上料 978 万円は、J R 瀬田駅前バス待機場用地及び市道南 2410 号線道路用地の借地料として、(2) 公共嘱託登記業務委託料等

1,986 万円は、道路改良工事等に伴う境界確定や用地の分筆のほか、用地調査などに必要な業務推進費として、それぞれ予算執行したものであります。

4. 放置自動車対策事業費については、放置自動車の所有者の照会に要する経費を支出したものです。

5. 道路照明灯 LED 化推進事業費 5,997 万円は、令和 4 年度に完了した蛍光灯具の LED 化に引き続き、約 3,000 基の水銀灯具を順次 LED 化していくための経費であります。

6. 市街灯管理事業費 1 億 6,372 万円は、市街灯及び防犯灯の電力料金並びに照明器具の交換費用のほか、配線類等の維持補修経費であります。

7. 境界情報システム化事業費 197 万円並びに次ページの 9. 道路台帳システム化事業費 246 万円は、路政課において管理しております各電算システムの保守及び機器の年間リース料であります。

111 ページにお戻りいただき、8. 道路台帳整備事業費 760 万円は、市道の認定及び道路改良等により生じた変更等に伴う道路台帳の作成業務費、並びに電算システムへのデータ反映に係る業務費などであります。

112 ページに移りまして、目 3 交通安全対策費 2 億 3,103 万円

は、すべて建設部の所管に属するものでございます。

1. 公共輸送対策推進費 7,437 万円のうち、(1) 大津市地域公共交通活性化協議会負担金 162 万円は、同協議会を主体とした事業の推進に伴う負担金として、(2) 湖西線利便性向上プロジェクト推進協議会負担金 135 万円は、県及び本市を含む沿線 3 市が設置した協議会において、湖西線の利便性向上に向けた事業に係る負担金として、(3) 大津市地域バス路線運行等対策推進費補助金 3,356 万円は、路線バスの維持に係る運行補助金として、そのほか、(4) 路線バス方向転換場等の土地使用料として 868 万円を、(5) デマンド型乗合タクシー実証運行業務委託料として 2,525 万円をそれぞれ支出したものであります。

2. 人にやさしいバス導入促進事業費 180 万円は、路線バスにノンステップバス車両を導入する事業者に対して、経費の一部を補助したものでございます。

3. バリアフリー化推進事業費 1,991 万円は、大津市バリアフリー促進方針及び基本構想策定支援業務委託料のほか、バリアフリー推進協議会の運営経費等であります。

4. 道路安全施設整備費 669 万円は、県と連携した「ビワイチ」に係る市道の青矢羽根等の整備費であります。

5. 交通安全施設整備費 6,737 万円は、交通安全対策特別交付金が交付されることを踏まえ、地域の交通安全施設を整備したものであります。

6. 通学路安全施設整備事業費 2,793 万円は、仰木五丁目の市道北 3024 号線及び衣川三丁目の市道北 2409 号線における交通安全対策工事を中心とした国庫補助事業に加え、清風町の市道幹 1007 号線や中庄一丁目ほかの市道幹 1044 号線等において交通安全施設の工事を執行し、通学路の安全対策を推進させました。

7. 人にやさしい道づくり事業費 3,294 万円は、打出浜ほかの市道幹 1072 号線や本宮二丁目の市道中 3607 号線等において歩道整備等の工事を執行し、安全な歩行空間の確保を図りました。

続きまして、目 4 道路維持費 13 億 9,406 万円は、すべて建設部の所管に属するものでございます。そのうち、1. 道路維持修繕事業費 4 億 5,686 万円は、市道の維持補修に要した修繕料及び工事費など、2. 街路樹管理事業費 1 億 3,049 万円は、市道内の街路樹の剪定等の管理経費として、それぞれ支出したものであります。

113 ページに移りまして、3. 市道橋補修事業費 4 億 4,188 万円は、東海道本線石山・膳所間岡山跨線橋等の点検業務、大石中一丁目ほかの高橋などの補修設計費及び京阪京津線を跨ぐ大谷 1 号橋の

補修工事委託を中心に繰越分も含め、委託費として 1 億 5,618 万円を、横木一丁目の横木ランプ横断歩道橋をはじめとした補修工事費として 2 億 1,092 万円を、協定に基づく計画的な市道橋の点検費用の負担金として 7,418 万円を、それぞれ執行し計画的に市道橋の補修を推進しました。

4. 道路等長寿命化推進費 3 億 6,481 万円は、大石曾束町ほかの市道幹 2028 号線や大石淀町ほかの市道幹 1070 号線など、国の補助金を活用し計画的に予防保全型の舗装整備を推進したものです。

次に、目 5 道路新設改良費 8 億 7,666 万円は、すべて建設部の所管に属するものでございます。

1. 県営工事負担金（道路）8,494 万円は、滋賀県が施行する県道の改良整備費に伴い、受益を受ける自治体として、整備費の一部を負担する経費であります。

2. 市道幹 2028 号線道路改良事業費（大石小田原町）1 億 8,858 万円は、新名神高速道路及び（仮称）大津スマートインターチェンジの整備と関連があることから、造成工事等を西日本高速道路㈱に工事委託するとともに、事業用地を取得するなど事業の推進を図りました。

3. 市道幹 2169 号線道路改良事業費（真野大野一丁目ほか）183 万

円は、山百合の丘地区と国道 477 号を結ぶアクセス道路整備における用地測量に要した費用です。

4. 市道幹 1009 号線道路改良事業費（真野三丁目）1 億 6,596 万円は、真野川を跨ぐ橋梁整備に係る上部工整備工事に加え、擁壁工や盛土工などの道路本体工事を推進しました。

114 ページに移りまして、5. 道路用地管理事業費（坂本六丁目ほか）32 万円は、用地管理に要する経費であります。

6 及び 8 に記載があります、道路新設改良事業費（一般）は、合わせて 3 億 9,247 万円となり、これらの事業では、地域からご要望をいただいている道路の改良整備等に加え、令和 2 年度に策定した舗装長寿命化修繕計画に基づく計画的な改修を重点化することとし、令和 6 年度においては、一級河川真野川広域河川改修事業に伴う市道幹 1012 号線柳原橋架替工事への負担金の支出や都市計画道路 3・4・73 号南大萱上田上線道路概略設計業務などに加え、由美浜の市道中 4018 号線や J R 志賀駅前広場整備工事など、地域の道路整備等を進めました。

7 及び 9 に記載があります、道路新設改良事業費（地元還元関連）は、合わせて 4,254 万円となり、これらの事業では、ごみ処理施設等の設置に伴い関係地域と交わした覚書に従い、伊香立南庄町

の市道北 0917 号線の道路改良工事などを推進しました。

目 6 用悪水路費 6,988 万円は、準用河川及び普通河川の維持補修に要した経費であります。

目 7 河川費 3 億 3,509 万円のうち、1. 河川改修事業（一般）2 億 6,895 万円では、関津一丁目の嶽川や馬場一丁目ほかの堂の川支流の改良整備などに加え、伊香立南庄町の岡本川や本堅田六丁目の堤川などにおいて、地方債を活用した緊急浚渫事業を推進するとともに、2. 河川改修事業（地元還元関連）6,614 万円では、大石曾束町の太田川や石山千町の国分川の改修工事を推進しました。

目 8 急傾斜地崩壊対策費 1 億 230 万円のうち、1. 県営工事負担金は、滋賀県が施行する急傾斜地崩壊対策事業費に伴う受益市町からの一部負担金として、葛川坊村地区をはじめ全 6 地区における対策事業の推進費用を負担したものであり、2. 急傾斜地崩壊対策事業費では、伊香立上龍華地区の詳細設計業務や大石小田原一丁目地区の急傾斜地防災工事を推進しました。

115 ページに移りまして、項 3 港湾費、目 1 港湾管理費 330 万円は、雄琴港及び南小松港等に係る施設の修繕費並びに清掃業務費として執行したものです。

項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費、2. 都市計画企画調整費

3,994 万円のうち、建設部の所管に属するものは、(7) 広域道路事業調整費 66 万円でございます。本事業費は、国道 1 号及び 161 号など、広域幹線道路の整備促進に向けた要望活動費のほか、本市が参画している関連組織、団体への会費負担金などであります。

次に 117 ページをお願いいたします。

目 2 街路費 2 億 8,625 万円のうち、建設部の所管に属するのは、1 から 6 でございます。

まず、1. 各種協会負担金等 11 万円は、本市が参画している街路事業に関連する全国協議会に対する会費負担金等であります。

2. 事業事務費 114 万円は、街路事業の推進に必要な事務経費であります。

3. 都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線（北国町工区）1 億 3,789 万円では、道路改良工事及び無電柱化に伴う電線共同溝設置工事などを、4. 都市計画道路 3・4・46 号比叡辻日吉線 7,241 万円並びに 5. 都市計画道路 3・5・101 号本堅田衣川線 6,942 万円では、用地取得や建物等の移転補償、道路側溝工事などを、それぞれ国庫補助を活用しつつ、事業の推進を図りました。

118 ページに移りまして、6. 都市計画道路用地管理事業費（瀬田四丁目ほか）98 万円では、用地管理に必要な経費を執行しました。

次に 119 ページをお願いいたします。

目 4 自転車駐車場管理運営費 2 億 2,235 万円は、すべて建設部の所管に属するものであり、このうち、2. 自転車駐車場管理運営事業費 2 億 1,022 万円では、市内 17 箇所の自転車駐車場に係る指定管理者管理委託料や用地の賃借料のほか、膳所駅前自転車駐車場における駐輪ラック設置工事など、各施設の適正な運営に係る経費を執行しました。

120 ページに移りまして、3. 放置自転車対策事業費 847 万円では、市内 11 箇所の自転車等放置禁止区域における対策業務の推進を図ったものです。

次に、目 5 自動車駐車場管理運営費 9,909 万円は、すべて建設部の所管に属するものでありまして、1. 公共駐車場管理運営費では、市内 5 箇所の公共駐車場に係る指定管理者管理委託料や市内 7 箇所の月極駐車場の管理運営経費、各公共駐車場の機器更新や施設点検等の経費のほか、明日都浜大津の共有部分に係る管理費用等負担金など、各施設の適正な運営に係る経費を執行しました。

次に、しばらく飛びまして、134 ページをお願いいたします。

款 11 災害復旧費、項 1 災害復旧費のうち、建設部の所管に属するのは、目 4 公共土木施設災害復旧費 6,301 万円でございます。

1. (単独) 公共土木施設災害復旧事業費 (道路) 2,552 万円は、追分地下道排水ポンプ制御盤更新工事や仰木四丁目の市道北 3218 号線の災害復旧に伴う工事などを中心に執行し、被災した道路等の速やかな復旧を進めたものです。

2. (単独) 公共土木施設災害復旧事業費 (河川) 3,749 万円は、7 月の降雨により被災した千野二丁目ほかの大正寺川など、河川における堆積土砂の撤去や護岸復旧等を執行し、被災後の通水確保を図ったものです。

以上で、令和 6 年度の一般会計決算のうち、建設部の所管に属する決算の状況、歳入・歳出の説明を終わらせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。